

学生応援給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、様々な制約や不安を抱えながら学ぶ行橋市在住または出身の学生の就学や生活に係る費用を支援するために給付金を支給します。

給付要件に該当する方は、申請期限までに郵送にて申請してください。

給付要件

基準日：令和3年5月1日

大学生等

・・・基準日から申請日において引き続き、以下のいずれかに在学している者（②は平成15年4月1日以前に生まれた者）

- ① 大学・大学院・短期大学・高等専門学校（第4学年以上）・専修学校（専門課程）
- ② 専修学校（一般課程）、各種学校、予備校

高校生等

・・・基準日から申請日において引き続き、以下のいずれかに在学している者（②は平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた者）

- ① 高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）・高等専門学校（第3学年以下）・専修学校（高等課程）
- ② 専修学校（一般課程）、各種学校、予備校

- 在籍校が上記の①、②の対象学校であるかを、文科省HPまたは在籍校で確認してください。
- 大学生等及び高校生等が、正規職員等として、就労先から報酬等を得ている場合は、支給の対象となりません。

給付対象を拡大しました！

専修学校(一般課程)、
各種学校、予備校
も対象となります。



	大学生等	高校生等
支給対象者 (申請者)	本人 基準日から申請日までにおいて引き続き、以下の①・②のいずれかに該当すること ①行橋市に住所を有している ②基準日より前に行橋市に住所を有していた大学生等であって、保護者が市内に住所を有している	保護者 基準日から申請日までにおいて引き続き、以下の①・②のいずれかに該当すること ①高校生等・保護者ともに行橋市に住所を有している ②基準日より前に行橋市に住所を有していた高校生等であって、保護者が市内に住所を有している
給付金額	5万円	高校生等一人あたり 3万円

申請受付期間

令和3年8月2日（月）から
11月30日（火）まで



提出書類の受付は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送のみ
(令和3年11月30日までの消印有効)とします。

(申請方法は裏面へ)

提出書類

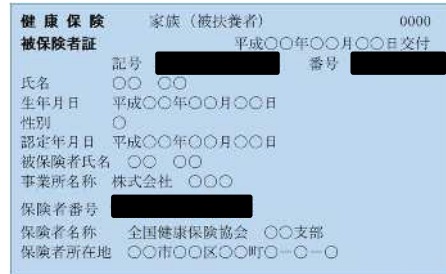
1. 申請書兼請求書
2. 学生証の写しや在学証明書の原本（写しでも可）など在学习を確認できるもの
3. 申請者本人の公的身分証明書の写し

<公的身分証明書の例> ※以下のような公的身分証明書の写しを1部提出してください。

○運転免許証



○医療保険証



※ 被保険者等記号、番号、保険者番号にマスキング（黒塗り）をしてください。

4. 学生本人の公的医療保険証の写し
5. 申請者本人の振込口座情報（口座番号、口座名義(カナ表示)）が確認できる通帳の写し
6. 申請者本人の口座がなく、代理人の口座に給付を希望する場合は、委任状（別途指定する様式）及び代理人の口座情報が確認できる通帳の写し

※申請書兼請求書等の申請に必要な様式は、行橋市役所3F担当窓口及び1F総合案内、中央公民館及び各校区公民館、椿市地域交流センター、リブリオ行橋、コスメイト行橋、ウィズゆくはし、行橋市民体育館、にて入手できます。また、市ホームページからもダウンロードできます。



行橋市 学生応援給付金

検索

1～5（給付金の受領を委任する場合は6も必要）の書類をすべてそろえて、申請期限までに下記申込み先まで郵送にて申請してください。

給付の決定

書類を審査後、給付の可否を判断し、申請者全員に審査結果の通知書を送付いたします。給付が決定した場合、申請から1ヶ月程度でご指定の口座に給付金を振り込む予定です。

申請書送付先・お問合せ先

〒824-8601

行橋市中央1-1-1（行橋市役所 東棟3階）

行橋市 学生応援給付金担当あて



TEL : 0930-25-1111（内線1303,1304,1305）8：30～17：00（土日・祝日を除く）
Mail : kyoikusomuka@city.yukuhashi.lg.jp（問い合わせのみ、メールでの申請はできません。）